

# 公認会計士監査の着眼点と対応について

～公認会計士監査から見たJAの課題と解決の方向性～

# 自己紹介

## 講師



### 高山 大輔（たかやま だいすけ）

有限責任監査法人トーマツ  
パブリックセクター・ヘルスケア事業部  
JA支援事業ユニット  
パートナー  
公認会計士・不動産鑑定士・JGAP指導員

2012年にJA支援室（現JA支援事業ユニット）の立ち上げに参画。JAグループの内部監査担当者研修、内部監査室長研修のコンテンツ作成、講師を務めるほか、JA向けの内部管理態勢調査に従事する。

近年ではJAグループ各組織に対して経営課題の解決に関するアドバイザリー業務に従事。また、複数のJAにおける監査責任者を務めるほか、農研機構や東京海洋大学といった農林水産系の独立行政法人・国立大学の監査も担当している。

#### （主要な経歴）

- 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会委員（歴任）
- 日本公認会計士協会東京会 監査委員会委員長（歴任）
- 2021年JA福島県グループ大会決議案アドバイザー

#### （著作等）

- 「JA職員のための 融資・査定・経営相談に活かす 決算書の読み方」（共著：経済法令研究会）
- 「できる支店長になるための7つの方法（農協の支店長が果たすべき役割）（共著：きんざい）」
- 「Q & Aでわかる棚卸資産の会計と税務」（共著：税務研究会）
- 「誰でもわかる！財務諸表の読み方（共著：税務研究会）」
- 「Q&A 業種別会計実務・不動産（共著：中央経済社）」
- 「実務に役立つJA会計ハンドブック」（共著・全国共同出版）

# トーマツグループのSNS等をご紹介します



公式アプリ



Facebook



Twitter



LinkedIn



YouTube



Instagram



各種メールマガジン

## 有限責任監査法人トーマツJA支援事業ユニット ホームページ

JA支援事業ユニットのご支援内容（サービスメニュー）やサービス提供実績、オンライン研修（ウェビナー）などをご案内しています

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/consumer-business/solutions/ag/ja-support-group.html>



こちらのQRコードからもアクセスできます →



## JA役員様向けのウェブセミナーを是非ご覧ください

### 農協の「人事」「管理会計」の課題解決方法の紹介

農協の「人事」と「管理会計」についての課題と、課題を解決するために必要な打ち手について解説しています。事前登録なしでどなたでもすぐにご覧いただけます。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/consumer-business/events/ag/ja-management-issues-webinar2.html>

こちらのQRコードからもアクセスできます →



# 全般

## 役員ディスカッション

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P14】

会計監査人は、適切かつ効率的な監査の実施に向け、一般的に、組合の役員とのディスカッションにより、組合の経営方針や取り巻く環境・リスクなどの把握に努めるため、役員は、こうしたディスカッションに応じる必要があります。

よくあるご質問:

公認会計士は役員に対して何を問うてくるのか。

何を準備すればいいのか。

# 「リスク評価と対応」の高度化を狙いましょう

## 役員ディスカッション

### 監査対応

- ・会計監査人はリスクアプローチに基づく監査を実施します。
- ・リスクアプローチの実施のためには役員が把握しているリスクを会計監査人が理解する必要があります。
- ・このため、経営者ディスカッションでは会計監査人に対して経営上感じている課題やリスクを説明することが必要になります。
- ・なお、説明する課題やリスクは会計に関するものに限らず、広く経営全般について説明することが求められます。

### 経営のため

- ・会計監査人とのディスカッションのために、経営上の課題やリスクをわざわざ整理することは効率的ではありません。
- ・普段感じ、対応されている課題とリスクについてありのままを説明されることがポイントです。
- ・日常的なリスク評価と対応は、経営高度化にも役立つものと考えられます。
- ・会計監査人とのディスカッションを通じて、リスク評価と対応の高度化を図ることが有用です。

# 内部統制関連

## 内部統制の統一・集約

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P16】

同一の業務であれば同一の一部署に担当を集約することにより、監査対象となる取引件数や監査対象拠点の数を縮減でき、監査時間が減少する可能性があります。

よくあるご質問:

内部統制の統一・集約はなぜ監査工数の削減になるのか。

統一・集約はどのように進めるべきなのか。

# 役員からの継続的な号令が成功のポイントです

## 内部統制の統一・集約

### 監査対応

- ・同一事業で複数種類の内部統制(事務手続)が存在する場合、会計監査人はそれぞれについて監査を実施します。
- ・また、統一された事務手続であっても、実施している拠点数が多い場合、監査する拠点数を増やすと判断する場合があります。
- ・このため、内部統制の統一・集約は監査工数の削減に寄与します。

### 経営のため

- ・「公認会計士監査のため」と掲げても、忙しい現場は業務改善になかなか協力してくれないのが実情です。
- ・「異動時に引継ぎが楽」「本店からの事務指導効果向上」「内部監査の効果向上」「事務集約による業務改善」といった前向きな大義を掲げるのがポイントです。
- ・これは本店職員に丸投げではなかなか前に進むものではありません。役員からの継続的な号令が重要になります。

# 業務プロセスを改善するための考え方にはパターンがあります

## 業務改善策

No.	改善手法	イメージ
1	排除(無くせないか)	
2	結合(一緒にできないか)	
3	交換(順序を変更できないか)	
4	簡素化(単純化できないか)	
5	自動化(ロボットが代行できないか)	

↑ 業務プロセスを4つの視点から改善していく ↓

RPA ↓

## 外部委託先管理

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P19】

一部の作業を外部に委託している場合であっても、適正な計算書類等を作成する責任はあくまで組合にあるため、委託した作業の結果を基礎として作成される計算書類等の数値に関する責任は組合が負うこととなります。

このため、外部業者にデータ入力を委託した場合には、その委託先の作業が正しく行われたことを組合が検証するために、例えば、サンプルで基礎資料と照合する、元データが全て反映されているか件数や合計金額を照合する等の検証をしておくことが望ましいといえます。

よくあるご質問:

せっかく外部に作業を委託しているのに、  
その作業内容を検証しないといけないものなのか。

# 外部委託を行ったからあとはお任せ、では経営上のリスクに対応できません

## 外部委託先管理

### 監査対応

- ・外部に作業を委託したとしても、仮にその作業でミスが生じた場合の計算書類に与える影響は組織が負うこととなります。
- ・もしこの検証を行わない場合、会計監査人は自らその作業を行うこととなり、監査工数が増加することとなります。
- ・また、外部委託先にどのような作業を委託しているのか、外部委託先が信頼に足る組織か、といった管理状況も重要です。これが不透明の場合、やはり会計監査人が自らそれを確かめる場合があります。

### 経営のため

- ・「外部委託先の管理」は昨今の経営課題として急浮上している分野です。
- ・外部委託先の属性調査から始まり、外部委託先がこちらの期待した作業を行ってくれることをいかに確かめるかが重要です。
- ・これは会計監査人のために行うものではなく、組織を守るために実施すべき事項といえます。
- ・外部委託先の管理を怠った結果、取引を行うにふさわしくない属性であった、あるいは委託内容に重大な瑕疵があり経営に大きな損害を及ぼした、などの事故が発生するおそれがあります。

## 子会社管理

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P33】

子会社に一部の事業の運営や店舗・施設の運営を委託している場合に、その対価として一定の給付が行われるときがあります。しかし、このような給付があることにより、結果として赤字補填の効果が生じているようなケースでは、減損会計の適用上、補填の効果を排除して検討すべき場合もあります。

赤字補填に相当する取引ではない根拠を十分に説明できない場合、会計監査人は、子会社の株式の評価の妥当性や店舗の減損損失の計上等について慎重な検討を要するため、監査時間が増加する可能性があります。

よくあるご質問:

子会社についても会計監査人は監査をするのか。  
その場合の着眼点はどこか。

# 子会社のそもそものあり方をふまえて監査対応に臨むことが重要です

## 子会社管理

### 監査対応

- ・連結決算は監査対象外のため一義的には会計監査人は子会社監査を行いません。
- ・ただし、親組織の重要な取引に関する内部統制を子会社で行っている場合には、その内部統制を監査する場合があります。
- ・また、子会社への出資の評価に関して、子会社の財政状態の見通しに関する監査を行う場合があります。

### 経営のため

- ・一般事業会社では子会社による粉飾や着服といった不祥事が多発しています。これは親会社の監視が手薄になることが背景にあります。
- ・このため、子会社における重要な内部統制の確認、決算内容の確認は経営高度化のための重要な施策となります。
- ・また、子会社の将来における財政状態の見通しは、単に子会社への出資評価のためだけでなく、今後の子会社のあり方に関する議論も含めて検討されることが経営に役立つものと考えられます。

# 決算関連

# 決算体制

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P20】

会計システムへの入力の基となる集計・計算が行われる書類についてその作成者以外の者による検証が行われていない場合、当該書類の記載内容について会計監査人が追加の検討を要し、監査時間が増加する可能性があります。

よくあるご質問:  
決算の検証体制はどこまでやればいいのか。  
押印はどこまで必要か。

# 決算体制はリスクアプローチにより程度を考えるべきです

## 決算体制

### 監査対応

- ・会計監査人は単に押印があればよし、とはしません。
- ・決算の元資料について、誤りがないことを検証できているという心証が得られるかで判断します。
- ・この心証は会計監査人によって判断の幅があるため、検証の程度については会計監査人への相談を推奨します。

### 経営のため

- ・決算の元資料はもとより、日々の伝票入力は非常に重要です。
- ・ミスが起きてはいけないことはもとより、意図的な誤り、すなわち粉飾や着服の隠ぺいが起きることを防止する必要があるためです。
- ・決算の検証に関する体制は、会計監査人対応もさることながら、「ミスを発見できる人物が検証を行っているか」「意図的に会計数値を操作しようとした場合に防止・発見できるか」というリスクアプローチの観点で検証すべきです。

## 会計上の見積もり根拠

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P31ほか】

固定資産減損会計の適用において、キャッシュ・フローの将来の見込みについて、どのような判断・見積りが行われたかを明らかにすることなどが肝要であるため、減損の兆候の判定から減損損失の測定までの一連のワークシートを作成し、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)に沿った各種判定を行うとともに、その判定の過程や結果を文書化しておく必要があります。

よくあるご質問:

会計上の見積もりに関する文書化はどこまでやればいいのか。  
役員として何を準備すればいいのか。

# 経営を行う上で重要な会計上の見積もりに関する概要理解は必須です

## 会計上の見積もり根拠

### 監査対応

- ・重要な会計上の見積もりとして「減損会計」「税効果会計」「退職給付会計」「資産除去債務」があげられます。これらについて、その決算数値の見積根拠を会計監査人に説明する必要があります。
- ・説明は文書でなされることが理想です。ただし、あらゆる根拠を文書化することは必須ではなく、組織としての見積根拠が理路整然と示せれば大丈夫です。
- ・一方で、人によって説明が異なる・矛盾するといった状況は、監査工数の増大をもたらします。

### 経営のため

- ・わかりやすい根拠説明資料は異動による引継ぎを楽にしてくれます。
- ・また、役員が自身の組織の重要な見積もりについて内容を理解するのにも役立ちます。
- ・重要な会計上の見積もりは昨今の決算書において重要な割合を占めます。役員としては、会計監査対応もさることながら、その概要を理解し、自身の組織の決算書が今後どのような動きをするのか程度の理解は必須と考えられます。

# 資産査定

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P23】

債務者概況表について、債務者区分の判定の根拠などに関する記載が明確なものとなっていない場合、判定の根拠などについて会計監査人が追加の検討を要し、監査時間が増加する可能性があります。組合も債務者概況表の修正に時間がかかります。

よくあるご質問:  
資産査定に関して役員の関与はどのように考えればいいのか。

# 貸倒引当金だけでなく貸出全般のPDCAサイクル構築に意識を向けるべきです

## 資産査定

### 監査対応

- ・会計監査人は債務者区分の妥当性など、資産査定に関する内部統制のほか、直接に債務者概況表の記載内容の確認を行います。
- ・役員として、資産査定に関する内部統制の整備・運用の徹底を継続して指示するほか、重要な債務者に関して会計監査人からの質問に回答できる必要があります。

### 経営のため

- ・会計監査人は貸倒引当金の不足リスクを第一命題として監査する傾向があります。換言すると会計監査をクリアすれば資産査定管理態勢が満点というわけではありません。
- ・貸倒事案に関する原因追求と次回の与信にいかに関わるかといったPDCAサイクルの構築を指示するなど、経営に役立つ管理態勢を意識することが重要です。
- ・これは結果として、三者要請検査対応や常例検査対応にもつながります。

## 外部出資

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P32】

出資先への純資産持分額について、近い将来において帳簿価額まで回復が見込めない場合、有価証券の評価方法と同様に減損処理を行う必要があります。

こうした処理が行われず、引当金による手当のような処理が継続している場合、会計監査人は許容可能かどうかの判断を行うため追加の検討を要し、監査時間が増加する可能性があります。

よくあるご質問:  
外部出資評価に関するポイントは何か。

# 外部出資についてはその評価に振り回されず出資目的と今後の方針に重点を置くべきです

## 外部出資

### 監査対応

- ・財政状況の悪化した外部出資先については、将来その自己資本が十分に回復することを説明する必要があります。
- ・系統外出資の場合、その経営戦略や将来見通しを合理的に説明することは通常難しく、十分な準備が必要です。

### 経営のため

- ・一般事業会社では持ち合い株の解消が進んでいます。これは、持ち合った当時の背景・理由に変化があるためです。
- ・財政状況が悪化し強制評価減の可能性がある外部出資先については、当初の出資目的を再確認し、今後の対応方針を今一度考えることが有用です。
- ・また、これは強制評価減の可能性がない出資先についても同様です。

## 会計方針の変更

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P13】

組合において会計方針の変更を行う場合、会計監査人に対し、その必要性及び適正性について根拠を持って明確に説明できるようにしておくことが重要です。

よくあるご質問:  
会計方針の変更を行う場合の留意点は何か。

# 会計方針の変更が行われるのは相当に稀なケースです

## 会計方針の変更

### 監査対応

- ・会計方針は正当な理由がある場合を除き、みだりに変更することは認められていません。
- ・そのため、会計方針を変更する場合には、その正当な理由を組織として明確にし、会計監査人に説明する必要があります。
- ・この説明は決算時に行うのではなく、その正当な理由が生じたタイミングで前倒しで会計監査人に相談することがポイントです。

### 経営のため

- ・会計方針の変更を行うと、前期の決算と異なるルール(会計方針)で決算書が作成されます。
- ・この場合、経営判断のための決算推移に連続性がなくなり、誤った経営判断を行ってしまう場合があります。
- ・「正当な理由」は稀なケースと認識し、会計方針の変更が行われるのは会計基準が変更された場合程度と構えることをおすすめします。

# 新会計基準

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P14】

新たな会計基準が公表され、それが農業協同組合法施行規則に採用される際には、会計監査人と組合への適用についてよく協議しておくことが重要です。なお、そのような会計基準の動向等について日頃から情報収集を行い、あらかじめその内容を研究しておくことも必要になります。

よくあるご質問:  
新会計基準の対応はどのように行えばよいか。

# 新会計基準が重要な経営判断に影響を与える場合があります

## 新会計基準

### 監査対応

- ・新会計基準は突然ではなく、数年前に予告され本番適用されます。
- ・二重責任の原則から、一義的には新会計基準の情報は自身で収集し、影響を事前に分析する必要があります。
- ・そのうえで、認識に相違がないか会計監査人に確認する段取りをとることになります。

### 経営のため

- ・新会計基準の適用は頻繁に起こるものではありません。
- ・しかし、稀に大型の新会計基準が適用される場合があります。
- ・この場合、決算に必要な情報を期中からあらかじめ収集する必要がある、場合によってはシステム改修を要するなどの事態も起こりえます。
- ・そのため、前広に新会計基準に対してアンテナを張っておくことは、経営判断そのものに役立つものと考えられます。

**その他**

## 関連当事者取引

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P13】

組合については、農業協同組合法施行規則等に基づき、役員や子会社など不正な取引を行う可能性が懸念される者との取引やこうした者との債権債務について計算書類等において開示することが必要です。したがって、こうした者との取引について必要な情報開示を適正に行うとともに、会計監査人に対しても、取引が不正なものに該当しないことを明確に説明できるようにしておくことが重要です。

よくあるご質問:

重要な関連当事者取引についてどこまで監査対応を行えばいいか。

# 関連当事者取引にはリスクがあるのだという認識からスタートです

## 関連当事者取引

### 監査対応

- ・公認会計士監査では関連当事者取引はリスクが高いものであると定義され、より慎重な監査を行うことが求められています。
- ・監査の方法は会計監査人により異なりますが、関連当事者取引に関する資料提出などの監査対応が必要です。
- ・関連当事者取引に関する資料準備は時間を要する傾向にあるため、あらかじめ会計監査人と事前協議し、期中の段階から準備することがポイントです。

### 経営のため

- ・関連当事者取引にリスクがあるのは会計監査人だけに関係するものではありません。組織の経営にも当然に関係します。
- ・そのため、単に公認会計士監査のため、として関連当事者取引の対応を行うのではなく、自身の組織のためという視点で会計監査人と協議を行うべきです。
- ・この場合、やみくもに関連当事者取引を調査するのではなく、関連当事者の特性、取引(事業)の特性、他の内部統制を総合的に勘案した効果的で効率的な対応を粘り強く協議すべきと考えられます。

## システム導入

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P53】

システム導入によるコスト削減効果(業務の合理化+監査時間の短縮)について、当該システムを先行して導入した組合への取材や会計監査人への相談等を通じて、より実践的な数字を見積もることが重要です。その見積りと現在の手作業による場合のコストを慎重に比較し、費用対効果を検討します。また、他の組合との連携により、同一システムの導入やその運用管理の一本化ができれば、費用対効果を向上させることが可能となります。

よくあるご質問:

システム導入にあたっての監査対応上の留意点はなにか。

# システムは導入後の運用コストも考慮して検討すべきです

## システム導入

### 監査対応

- ・導入したシステムが決算書の作成に重要な役割を果たす場合、IT監査の対象となる場合があります。
- ・導入効果の検討にあたっては会計監査人と事前協議し、IT監査が必要となる場合には、IT統制の不足がないかの検討もあわせて必要になります。

### 経営のため

- ・昨今ではシステム導入の他、RPA(ロボティクス・プロセス・オートメーション)の導入事例も増えてきています。
- ・システムの導入は購入費用の他、保守運用費用、上記のようなIT監査対応なども含めてコストがかかります。
- ・初年度だけでなく次年度以降の運用コストの低減も視野に入れたシステム導入を行うことが重要となります。

# IT統制におけるシステム開発・保守管理とシステム運用管理のポイントを整理します

## IT統制評価の主なポイント 1/2

### ① システム開発・保守管理

リスク例: 必要な機能の把握や意思決定が適切に行われないと、ユーザ要件どおりにシステムが機能せず、システムとして利用価値のないものになるリスクがある。

コントロール・ポイント:

- 開発・変更に着手するための手順が定められているか
- 本番環境と開発・テスト環境は分離されているか
- 開発・変更されたプログラムが想定どおり機能することを確認しているか
- 本番移行手順が定められており、完了確認が行われているか 等

### ② システム運用管理

リスク: データの更新や保管のプロセスを通して、データが適切に管理されていない場合、データが完全、正確かつ正当であるという合理的な保証が得られない。

コントロール・ポイント:

- 実行すべきジョブが全て実施されたことを確認しているか
- システム障害には漏れなく対応しているか
- 実行すべきジョブを自動実行するための登録・変更・削除は承認に基づき実施されているか
- 承認されたジョブだけが実行される体制となっているか
- 障害時にバックアップされたデータ等により、システムは復旧可能か 等

# IT統制におけるセキュリティ管理と外部委託先管理のポイントを整理します

## IT統制評価の主なポイント 2/2

### ③ セキュリティ管理

リスク例: システムセキュリティが適切に導入、管理されていない場合、越権行為、不正アクセスによる情報(プログラム、データ)の改ざん、漏洩、不正な参照が発生するリスクがある。

コントロール・ポイント:

- システムへのアクセスを適切に制限できる仕組みがあるか
- ユーザには必要最低限のアクセス権限が付与されているか
- 直接データを修正する、ID登録できる等高いアクセス権限を制限できる仕組みがあるか
- 重要な機器(サーバー等)が設置されている場所への入退室を適切に制限できる仕組みがあるか 等

### ④ 外部委託先管理

リスク例: 外部委託先に委託されている業務が適切に管理されていない場合、経営者の意図に整合しないサービスとなってしまう。

コントロール・ポイント:

- 外部委託先および外部委託先に委託されている業務のリスクが適切に管理されているか
- 外部委託先で実施されている業務が適切に管理されているか 等

## 後発事象

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について

【P38】

後発事象には修正後発事象(決算に反映させるべきもの)と開示後発事象(当期の決算には影響がなく翌期以降に影響があるもの)があります。

得意先や貸付先が倒産した等の後発事象が発生した際には、その事実関係を十分に把握するとともに、当該事象が修正後発事象であるか開示後発事象であるか検討して明確に区分し、前者であれば貸倒引当金の計上金額に反映させることが必要となる場合があります。

よくあるご質問:

後発事象とはなにか。監査対応上の留意事項はなにか。

# 組織内の情報連携という観点で対応することが重要です

## 後発事象

### 監査対応

- ・後発事象とは、決算日後から総代会等までの間に生じた事象で、その期の決算書に影響を与える(決算修正、注記の追加など)事象を言います。
- ・会計監査人は後発事象の有無を監査しますので、その有無について明確に説明ができるようにする必要があります。
- ・これは組織的に把握することが重要ですので、まずは役員として後発事象という概念を理解し、その有無を説明できるようにすることが重要です。

### 経営のため

- ・後発事象に該当するような重大な事項は、適時に役員へ報告される必要があります。
- ・これは会計監査対応のためというより、日々の情報連絡に関する内部管理態勢のありかたに関する論点ととらえて対応することが重要です。

# 不祥事発生

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P14】

組合において不祥事が発生した場合、公認会計士監査に多かれ少なかれ影響が生じ得ます。会計監査人は、計算書類等の適正性を判断するため、発生した不祥事が計算書類等に与える影響を検証するとともに、他に同種の内容の不祥事がないかなどについて検証する手続を行うこととなります。

このため、仮に不祥事が発生した場合、無用な誤解等を会計監査人に与えぬようにするためにも、組合から会計監査人に適時に連絡を行うことが重要です。

よくあるご質問:

不祥事が発生したことを会計監査人に知られたくない。  
どうすればいいか。

# 報告しずらいかもしれませんが適時に会計監査人に共有しましょう

## 不祥事発生

### 監査対応

- ・前頁記載の通り、早急に会計監査人に相談することが重要です。
- ・不祥事の重要性を自身で判断することなく、適時に会計監査人にも相談しましょう。
- ・報告を怠ったり、あまりにも共有までに多くの時間を要した場合には、内部統制(全社統制)の不備として、組織全体のリスクが高まると判断される可能性があります。

### 経営のため

- ・会計監査人は敵ではありません。アクシデントについては適宜、相談する対象と考えましょう。

# 監事監査

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P-1】

—

よくあるご質問:  
監事監査における公認会計士監査の留意事項はなにか。

## 3様監査の実現も意識した会計監査人とのコミュニケーションが重要です

### 監事監査

#### 監査対応

- ・監事は会計監査人の監査の相当性を判断する必要があります。
- ・監査結果だけでなく、監査の方法、監査手続についても報告を受けることで会計監査人監査の相当性を判断します。
- ・また、会計監査人は監事会への各報告だけでなく、役員ディスカッションと同様に監事会の見解を聞いてくる場合があります。上述の通り、監事会として考えるリスクについて回答を行うことが考えられます。

#### 経営のため

- ・会計監査人との対話により最新の情報収集を行うほか、監事監査、内部監査、会計監査人監査の3様監査の住み分けを検討することが有用です。

# 監事監査、内部監査、公認会計士監査の役割分担により、監事は理事に焦点を当てて監査を実施することが有効です

## 監事監査、内部監査、公認会計士監査の役割分担

No.	比較項目	監事監査	内部監査	公認会計士監査
1	根拠	農協法	内部監査規程等	農協法
2	監査実施者の位置づけ	組合員に選任された組合の機関	組合長に直属する組合内の一部署	組合員に選任された組合の機関
3	監査実施者	経営の意思決定に関わらない組合内の独立の機関である監事	被監査部門等から独立した組合内の内部監査部門	組合から独立した外部の公認会計士
4	監査目的	理事の職務執行の監査	組合長の指揮命令のもと、経営管理の最適化に資する監査	決算書類の適正性の確保
5	主な監査対象	<p>理事会による理事の監督状況、理事の違法行為等</p> <p>決算や日常業務の内部統制</p> <p>決算書類</p>	<p>決算や日常業務の内部統制</p>	<p>決算書類（「事業報告」及びその「附属明細書」を除く）</p> <p>正しい決算書類の作成を支える内部統制</p>

(ポイント)

- ✓ 監事は組合全体の内部統制について、内部監査担当者に任せられることは任せ、重要で高い知見を必要とする理事の職務執行状況の監督に力を注ぐ
- ✓ 監事は、公認会計士の監査結果を自らの監査として利用できるため、決算書類の監査を専門家である公認会計士に任せる  
ただし、「事業報告」およびその「附属明細書」は監事が直接監査する必要がある
- ✓ 監事は、内部監査担当者や公認会計士の監査の方法や結果に問題がないか確認し、その結果を利用する

# 内部統制システム基本方針

公認会計士監査の  
着眼点とそれへの  
対応について  
【P-1】

—

よくあるご質問:  
内部統制システム基本方針との関係はどのように考えればよいか。

## 3階層のPDCAサイクルは監査対応にも経営にも役立ちます

### 内部統制システム基本方針

#### 監査対応

- ・公認会計士監査での指摘事項は早急に改善し、再発させないことが重要です。
- ・そのためには内部統制システム基本方針の軸である「内部管理態勢」を維持・高度化し、PDCAを駆使して継続的な改善活動を行うことが重要です。

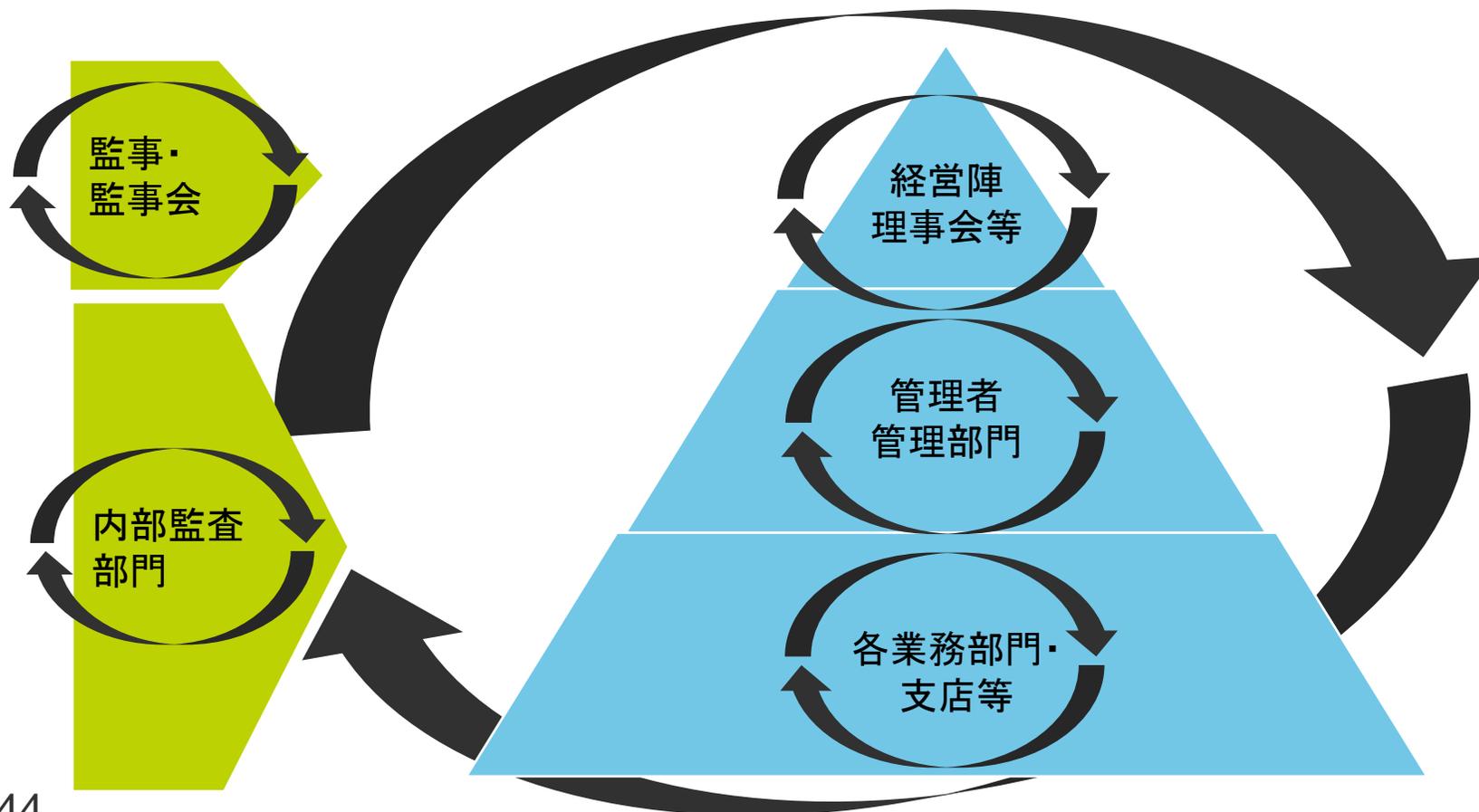
#### 経営のため

- ・内部統制システム基本方針の軸となる内部管理態勢は、内部統制の維持に役立つだけでなく、他の経営課題の解決にも役立ちます。
- ・公認会計士監査対応だけでなく、経営の高度化にも役立つ内部統制システム基本方針の定着にじっくりと取り組むことをおすすめします。

# 各部門の役割の明確化と部門間連携がポイントです

## 3層構造のPDCAサイクル

3層構造のPDCAサイクルは、各層及び各層から独立して監査を行う部門が、それぞれPDCA構造を有しており、これらが連携してPDCAサイクルを実践することにより、組織全体において大きなPDCAサイクルが構築されるというイメージになります。



# 役員と本店・支店の連携によりPDCAを回すことでリスク管理を行います

## 各階層によるPDCAのイメージ

階層	P (Plan)	D (Do)	C (Check)	A (Act)
役員・ 理事会	1. 重要なリスクを把握し、その対応方針を策定する ①	2. 方針に基づき、本店に対して具体的な実行計画、規程の整備、支店への周知等を指示する ②	11. 内部監査等の結果報告を受け、指示した重要なリスクの対応方針の進捗状況を把握する ⑪	12. 重要なリスクとその対応方針の進捗が芳しくない場合には、原因分析およびその改善を本店に指示する、また、改善方針を検討する ⑫
本店	3. 役員からの指示に基づき、実行計画や事務手続の策定などやるべきことを明確にする ③	4. 実行計画や事務手続等を支店にわかりやすく周知する ④	9. 内部監査や自主検査の結果報告を基に事務手続等の運用上の不備を把握する ⑨	10. 内部監査等で発見された不備のうち、重要な不備について本店として深度ある原因分析を行い改善を図る ⑩
支店	5. 本店から周知された事項を支店内で浸透させる ⑤	6. 事務手続等を日々遂行する ⑥	7. 事務手続等の運用状況について、自主検査を行う ⑦	8. 自主検査により発見された不備について深度ある原因分析を行い改善を図る ⑧

ご清聴頂きどうもありがとうございました

ご質問はこちらまで

有限責任監査法人トーマツ 高山大輔

[daisuke.takayama@tohatsu.co.jp](mailto:daisuke.takayama@tohatsu.co.jp)

090-6495-8342